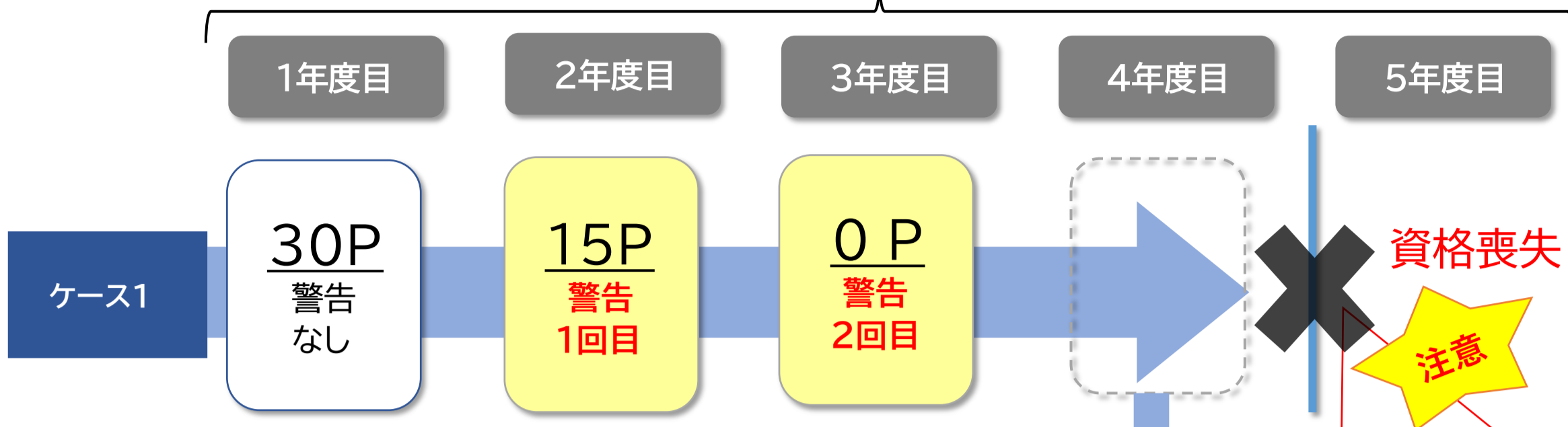


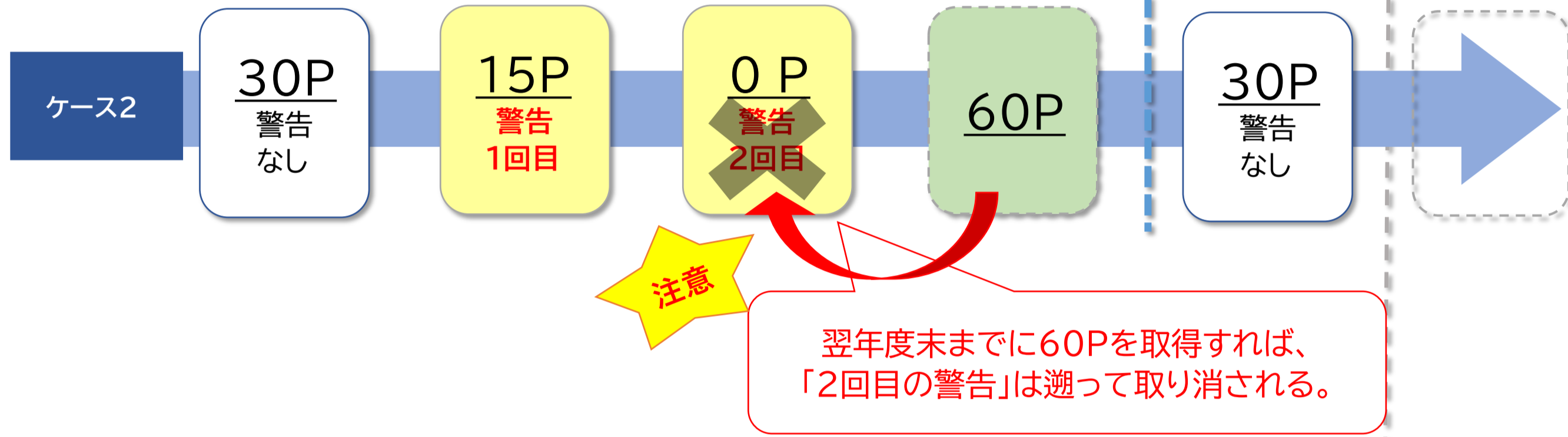
受講管理期間(5年間)



5年間の受講管理期間内に受けた警告を累積でカウントします。
1つの受講管理期間のうちに2回目の警告を受けた場合には、その翌年度末に資格は喪失します。

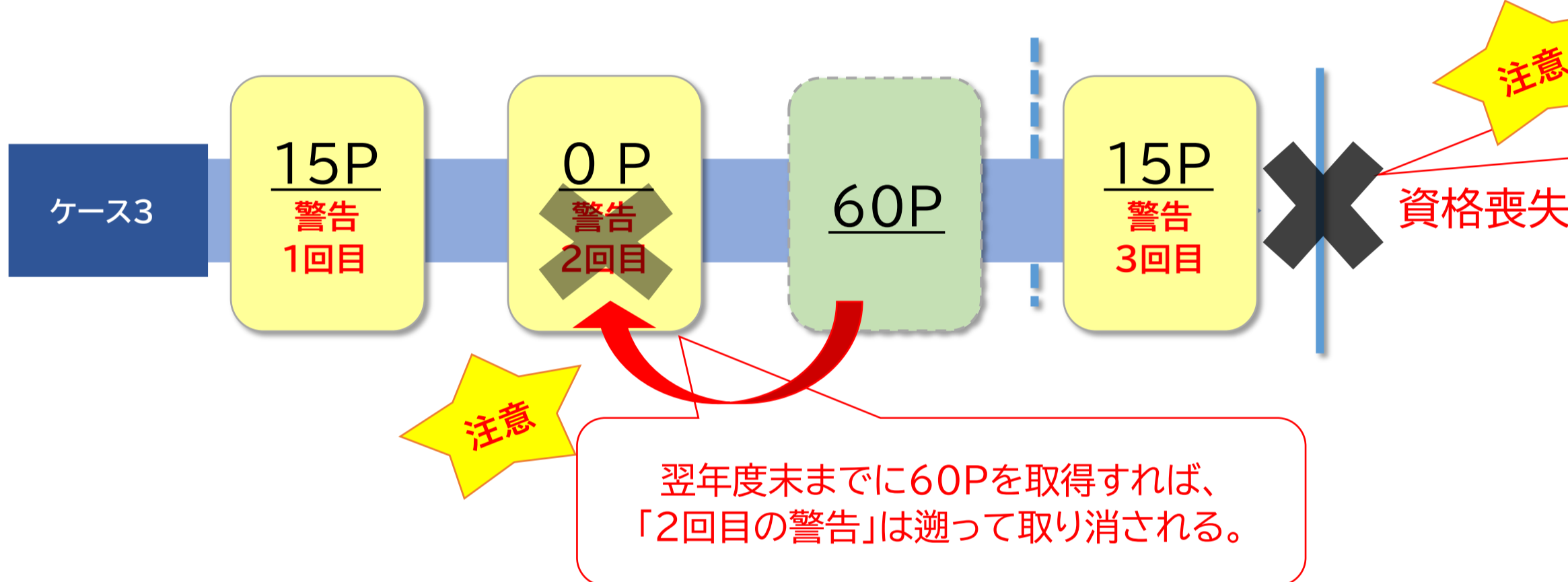
2回目の警告を受けた翌年度末までに60Pを取得しなければ資格は喪失します。

ただし、



2回目の警告を受けた翌年度末までに60Pを取得すれば、2度目の警告は遡って取り消され、資格を継続することができます。
その後、再び警告を受けずに次の受講管理期間(5年間)に移ると、累積でカウントされていた警告数は「0」に戻ります。
*受講管理期間の5年度目に受けた「2回目の警告」については、「ケース4」を参照してください。

翌年度末までに60Pを取得すれば、「2回目の警告」は遡って取り消される。

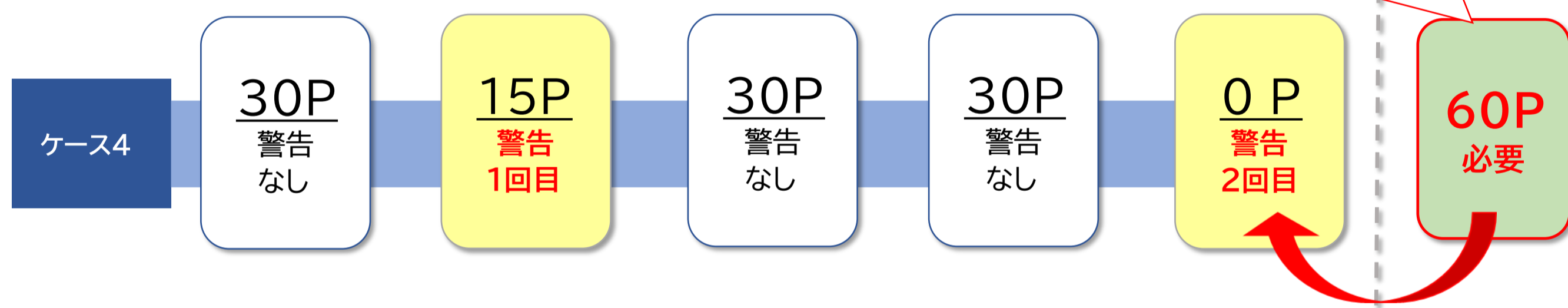


2回目の警告の取り消しはしたものの、同一の受講管理期間(5年間)のうちに再び警告(実質3回目)を受けた場合、その年度末で資格は喪失します。

2回目の警告を取り消すことができるのは、1つの受講管理期間のうちに1回限りとなります。

翌年度末までに60Pを取得すれば、「2回目の警告」は遡って取り消される。

受講管理期間の5年度目に受けた2回目の警告を取り消すためには次の受講管理期間の1年度目に60ポイントを取得する必要があります。



受講管理期間の5年度目に受けた2回目の警告を取り消すためには次の受講管理期間の1年度目に60ポイントの取得が必要です。
新たな受講管理期間が始まり、警告の累積がゼロになっても、前年度(前受講管理期間の5年度目)に受けた2回目の警告を取り消さなければ、資格は喪失します。

*5年間の警告回数は資格更新とは関連しないため、資格の更新ができたとしても、5年度目に2回目の警告を受けた場合には翌年度末までに60ポイントを取得しなければ資格を喪失することになりますので、注意が必要です。